

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則  
秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則  
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立太平小学校、太平中学校共同調理場の項を削り、同  
表秋田市立下北手小学校、下北手中学校共同調理場の項を次のように改め  
る。

秋田市立下北手小学校等共同調理場	下北手小学校、太平小学校および下北手中学校
------------------	-----------------------

第2条の表に次のように加える。

秋田市立下浜小学校、豊岩小学校 共同調理場	下浜小学校および豊岩小学校
--------------------------	---------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。